

## 「検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令」 に関する意見書

2008年11月19日  
日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

2008年7月4日に公布された改正政令により、準起訴手続を行う指定弁護士とともに、検察審査会法における指定弁護士について、これに給すべき手当の額は、事件の審級ごとに「19万円以上120万円以下」の範囲内において、裁判所の相当と認める額とすることとされた（検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令第1条）。

しかしながら、この上限額は、不当に低額であり、これを超える額を支払うべき場合があることは明らかである。従って、労力に応じた適正額を支払うことができるような法制度とすべく、すみやかに必要な関係規定の改正を行うべきである。

### 意見の理由

#### 1 改正政令案についての意見募集

2008年5月、検察審査会法施行令等の一部を改正する政令案が発表され、その第3条では、検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令第1条について、準起訴手続を行う指定弁護士とともに、検察審査会法における指定弁護士について、これに給すべき手当の額を、事件の審級ごとに「19万円以上120万円以下」の範囲内において、裁判所の相当と認める額とすることとして、政令案についての意見募集がなされた。

この点につき、当連合会は、2008年5月28日に上記政令案への意見を提出し、準起訴手続を行う指定弁護士についても、検察審査会法における指定弁護士についても、上記のような上限額を設けることは著しく不合理であり、これらを超える場合を認めるべきであるとした。

しかしながら、上記意見は容れられるところとならず、2008年7月4日に同政令は当初案のまま公布され、手当に当初の上限が付されたままとなって

いる。

## 2 指定弁護士の手当の上限額

準起訴手続の指定弁護士についての手当の上限額である120万円は、あらゆる事件について適用するには不合理な金額であったといわざるを得ず、検察審査会法における指定弁護士についても、その職務の困難さ、費やす時間に照らせば、あらゆる事件についてこのような上限を画することは著しく不合理であって、全ての事件に上限を設けることに合理性があるとはいえない。

従って、政令においては、下限額を定めておけば足り、このような上限額を設けるべきではない。

仮に、法制上の理由で上限額がどうしても必要であるとするならば、一般的に想定される事件については当然その中に含めることができるような上限額とするか、あるいは法制上の制限を取り払うために、検察審査会法自体の改正を行うべきである。したがって、このたび政令がいったん公布されたとはいえ、適正額の支払いが可能となるよう、すみやかに必要な規定の改正がなされるべきである。

## 3 指定弁護士の役割

検察審査会法に定める指定弁護士は、起訴議決に係る事件について公訴を提起（起訴状を作成）し、及びその公訴の維持をするため、検察官の職務を行う（検察審査会法第41条の9第1項、第3項）。

指定弁護士は、必要があるときは補充捜査を行うが、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託して行うこととなっている（同第3項）。

検察審査会においては、犯罪被害者やその遺族が審査の申立てを行うことが多いと考えられ（同法第2条第2項、第30条）、その審査及び再度の審査（同法第41条の2）の結果、起訴議決（同法第41条の6）がなされた事件について、指定弁護士は検察官の職務を行う。従って、指定弁護士が取り扱う案件においては、通常犯罪被害者の被害感情が重要な要素を占めており、被害者参加人となることを希望する可能性がある。犯罪被害者が被害者参加人となるか否かにかかわらず、検察官役は、犯罪被害者の求めに応じ十分な説明をすることが期待されている。

## 4 仕事の具体的内容、拘束時間等

指定弁護士は、事件記録の検討、補充捜査（被疑者及び証人の取調べを含む。）、起訴状作成を行い、証拠物の整理、証拠調べ請求の準備、弁護人などとの連絡、被害者との連絡、証拠の事前閲覧を行い、冒頭陳述、証拠調べ、

論告の準備をしたうえで公判に臨むことになる。

また、事件によっては、公判前整理手続を行うため、以上に加えて、証明予定事実を記載した書面を裁判所に提出し、弁護人から開示の請求があった場合に類型証拠の開示を行い、争点関連証拠の開示を行わなければならない。

さらに、場合によっては、訴因・罰条の追加、撤回、変更などを行う場合もある。

検察官がいったん不起訴とした事件については、必要な証拠が不足しており補充捜査をしなければならない場合が多く、上記の作業には相当長時間を要するであろう。しかも、それらを短期間に集中して行わなければならないことが多い。

## 5 参考となる先例

検察官が不起訴とした事件を起訴すること自体、一般的に困難な部分があると考えられる。

これまで検察審査会が不起訴不当又は起訴相当とした事件のうち有名なものとして、たとえば、甲山事件（殺人被告事件）や明石の歩道橋事件がある。前者は検察官による起訴がなされたが、これが検察・弁護双方にとって非常に困難な事件（一審（無罪）、控訴審（破棄差戻し）、差戻審（無罪）、第二次控訴審（無罪確定）取調べ証人総数92人、公判期日200回以上）であったことはよく知られている。明石の歩道橋事件は、2度の起訴相当議決にもかかわらず、当該被疑者について検察官による起訴はなされていないが、そのことは、公訴提起及び公訴維持の困難さを推測させる。

## 6 裁判員裁判の負担

上記甲山事件は、裁判員制度開始後は裁判員裁判が行われる事件である。裁判員裁判対象事件においては、指定弁護士は、裁判員の選定手続も訴追側として行わなければならない、3日程度で終わらせるための極めて内容の濃い準備を短期間で行わなければならないことになる。その上で公判では、裁判員を対象に犯罪をわかりやすく立証しなければならないことになる。

## 7 困難事件

以上のとおり、指定弁護士の職務は、困難かつ長時間を要するものが相当あることが予測される。

たとえば次のような事情がある場合で、指定弁護士の負担が過重となったときには、その手当は、120万円では不足する場合が相当程度ありうる。

ア 事件の内容が複雑困難で、事実関係の把握、分析、検討その他必要

な活動が過重負担となったとき

- イ 被告人が公訴事実を否認しており，事実関係の把握，分析，検討，公判対策その他必要な活動が過重負担となったとき
- ウ 社会的注目度が特に高く，マスコミ対策など本来の活動以外に特段の対応・配慮が必要となったとき
- エ 裁判員裁判対象事件の場合
- オ 被害者参加人への対応に困難をともなう場合

従って、このような事情があり、指定弁護士の負担が過重となったときにも不合理とならない、適切な額が支払われなければならない。

今回は、一連の検察審査会関連の政令改正の一環として、「検察審査会法における指定弁護士」について言及するという形式的修正がなされるにとどまり、その実質について十分な検討がなされていないと言わざるをえないが、あらためて、指定弁護士の報酬について不都合が生じないよう、すみやかに必要な規定の改正がなされなくてはならない。

#### 8 複数選任の場合

検察審査会法に定める指定弁護士については、一般に困難な案件が多いことから、特段の事情のない限り、準起訴手続の場合と同様、複数の弁護士が選任されることが適当であり、そのような運用が望まれる。その際には、弁護士間で分担する作業もありうるが、複数の弁護士がともに行わなければならない職務も多いため、本政令に定める「手当の額」は、当然のことながら、指定弁護士全員の合計額ではなく、あくまで指定弁護士1名に対する金額として考えられなければならない。

以 上